

【表紙】

【発行登録番号】	17 - 投法 6
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 17 年 8 月 26 日
【発行者名】	日本リテールファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 廣 本 裕 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町 4 番 3 号泉館紀尾井町ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 常務執行役員 南 俊 一
【電話番号】	03-3511-1692
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	日本リテールファンド投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資証券
【発行予定期間】	本発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 17 年 9 月 3 日）から 2 年を経過する日（平成 19 年 9 月 2 日）
【発行予定額】	100,000 百万円
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1. 本発行登録書に基づく募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(1)【投資法人の名称】

日本リテールファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）

（英文表示：Japan Retail Fund Investment Corporation）

（注）本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づく投資法人です。

(2)【内国投資証券の形態等】

記名式かつ無額面で、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型の投資口を表示する投資証券

なお、本発行登録書による発行登録の対象である本投資法人の投資証券（以下「本投資証券」といいます。）について、格付は取得していません。

（注）投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その保有者を「投資主」といいます。「投資証券」は、投資法人の投資口を表示する有価証券であり、本投資証券を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

(3)【手取金の使途】

主として本投資法人による新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。）の取得資金及び借入金の返済資金に充当します。

(4)【その他】

未定

第2【投資法人債券】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

証券取引法第27条において準用する証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第6期（自平成16年9月1日 至平成17年2月28日） 平成17年5月27日関東財務局長に提出

なお、本投資法人は、本発行登録書に係る訂正発行登録書又は発行登録追補書類において、上記平成17年5月27日付の有価証券報告書に関して補完すべき情報を記載することがあります。

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

日本リテールファンド投資法人本店

（東京都千代田区紀尾井町4番3号泉館紀尾井町ビルディング）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）